2016年10月25日(様式第3版) 2014年11月25日(様式第2版)

医療機器製造販売届出番号 13B3X00110001013

機械器具(42) 医療用剥離子

一般的名称 剥 離 子 JMDN コード:70952000

一般医療機器

# 販売名 脊椎用 スパーテル

#### 【禁忌・禁止】

本製品の加工、改造等は破損等の原因となるので絶対に行わないこと。

# 【形状・構造及び原理等】

形 状



#### 【使用目的又は効果】

本製品は、脊椎手術で骨膜を剥離するために使用する。

# 【使用方法等】

1. 外観

目視検査にて表面に機能を損なうような欠陥、又は汚染物を認めないこと。

2. 寸法

各部の寸法が図面公差の許容範囲内であること。

### 【使用上の注意】

- 1. 使用前に必ず洗浄·滅菌(保守・点検に係る事項参照)を すること。
- 2. 使用目的(診療等の医療行為)以外の目的で使用しない こと。
- 3. 使用後は、付着している血液、体液、組織及び薬品等が 乾燥しないよう、直ちに洗浄液等に浸漬すること。
- 4. 塩素系及びヨウ素系の消毒剤は、腐食の原因になるのでできだけ使用をやめること。使用中に付着したときには水洗いすること。

# 【保管方法及び有効期間等】

- 1. 貯蔵・保管にあたっては、腐食を防ぐため高温多湿の場所 を避け、保管期間の長短に係らず必ず乾燥状態とする。
- 2. 滅菌済みのものを貯蔵・保管するにあたっては、再汚染 を防ぐために清潔な場所に保管するとともに、有効保管 期間の管理をすること。

# 【保守点検に係る事項】

- 1. 使用後は、できるだけ早く血液、体液、組織等の汚物を除去し、職業感染防止のため洗浄・消毒すること。
- 2. 汚染除去に用いる洗剤は、洗浄方法に適したものを選択 し、適正な濃度で使用すること。
- 3. 洗浄装置(超音波洗浄装置、ウオッシャーディスインフェクタ等)で洗浄するときは、他の物と接触して刃先を 損傷することがないよう注意すること。
- 4. 洗剤の残留がないよう十分にすすぎ洗いをすること。仕上げすすぎには、浄化水(濾過、蒸留、脱イオン化等)を用いることを推奨する。
- 5. 洗浄後は、腐食防止のために、直ちに乾燥させること。
- 6. 使用(滅菌)前に、汚れ、傷、曲がり、刃の損傷等の異常 がないか点検すること。
- 7. 点検後、高圧蒸気滅菌をすること。
- 8. 強アルカリ/強酸性洗剤・消毒剤は、器具を腐食させるおそれがあるので、使用を避けること。

# 【製造販売業者及び製造業者の氏名又は名称及び住所等】

《 製造販売業者 / 製造業者 》

株式会社 風 雲 堂

〒101-0052

東京都千代田区神田小川町 1-2

TEL 03-3253-8471 Fax 03-3253-8478